

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
山本建設工業(株)	高知県宿毛市片島13-53

### 2. 指名停止措置期間

平成29年12月1日 から 平成29年12月14日 まで 2週間

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件については、山本建設工業(株)が、高知県発注の田ノ浦漁港施設機能強化工事の現場において、平成28年9月15日、作業員1名がクレーンで吊り上げた鋼矢板の束とコンクリート壁に挟まれ死亡した際、安全管理の措置が適切でなかったとして、同社と同社の現場代理人がそれぞれ罰金20万円と罰金10万円の略式命令を受けたものである。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実について、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当する。

本件については、指名停止2週間とする。

#### 指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
8 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 峰 久 義 朗 (内線2511)

総務部経理調達課長 中 野 靖 久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉 浦 敏 樹 (内線2512)